

認知症カフェに対する謝礼支払い要項

1 支払い対象者

認知症カフェを自主的に運営する団体又は個人で、以下の条件を満たしていること。

- ・ 認知症の人やその家族に対する支援に関心を持ち、認知症カフェを市内で開催するものであること。
- ・ 他の団体等からの助成を受けていないこと。
- ・ 適切な事業運営ができると市長が認めるものであること。
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に定める暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

2 対象となる認知症カフェの活動に必要な要件

- ・ 市内に居住する認知症の人とその家族を対象とすること。
- ・ 利用者が参加しやすい場づくりをすること。
- ・ 1 か月に 1 回以上の頻度で開催すること。
- ・ 5 人以上の参加登録があること。
- ・ 市民ボランティア（認知症キャラバン・メイト及び認知症サポーター並びに市民等）の積極的な参加を得て事業を実施すること。
- ・ 認知症カフェを運営するスタッフ数のうち、認知症の人及びその家族からの相談対応をする人員（例：医療関係者、認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター等認知症に関する知見を有する者、介護支援専門員又は指定介護サービス事業所で認知症の人の介護の業務に従事している、若しくは認知症の人の介護の経験のある者、若しくは認知症の人の支援活動をしている者など）を 1 名以上配置すること。
- ・ 地域包括支援センター、介護サービス事業者等、地域の関係者等と連携を図るとともに、地域の福祉関係者の協力を得ることで地域に開かれた場となるよう努めること。
- ・ 認知症地域支援推進員と連携し、円滑に事業を実施すること。
- ・ 認知症カフェの周知を行い、利用者の拡大に努めること。
- ・ 市が認知症カフェの活動状況を公表することについて承諾すること。

3 謝礼金額

1 団体 1 回につき 5000 円。年間上限 50,000 円。

4 申請手続きについて

謝礼の交付を受けようとする団体等は、以下の「認知症カフェ実施計画書」を認知症地域支援推進員を通じて市に提出し活動を実施する。

活動終了後、「認知症カフェ実施報告書」及び「参加者名簿」を認知症地域支援推進員を通じて市に提出する。